

## 衆議院法制局の職務

### I 議員立法の立案・審査 —国会議員の「政策」を「法律」に—

議員や政党の政策立案スタッフが何らかの施策、立法措置を構想すると、その構想を衆議院法制局に提示し、検討、立案を依頼します。しかし、この段階では、まだ必ずしも法制度として完成されたものとは限りません。そこで、多くの場合、衆議院法制局は、提示された構想の意味や依頼の趣旨について、依頼者との協議を重ね、次第に具体的な形にしていきます。

議員立法の立案過程においては、憲法への適合性や他の法制度との整合性等に十分に配慮しつつ、依頼者の意向を最大限に反映させた法制度を設計することが必要になります。そのためには、依頼者と粘り強く協議を行い、依頼者の政策構想がどのような想いから出たものなのかを的確に把握し、それを踏まえた示唆・助言を適切に行う手腕が求められます。

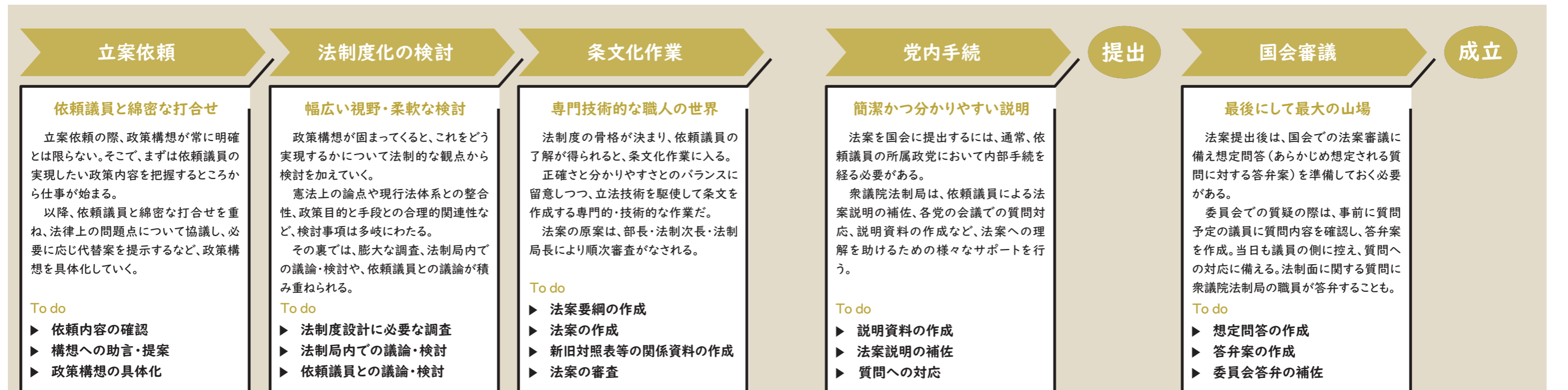
議員立法成立までの過程を図で表すと、次のような流れとなります。

### 最近の主な議員立法（衆議院議員提出）

- LGBT理解増進法&同修正（令和5年）
- ゲノム医療推進法（令和5年）
- 認知症基本法（令和5年）
- 休眠預金等活用法改正（令和5年）
- 歳費法改正等〔委員長手当等廃止〕（令和5年）
- 改正出入国管理法修正（令和5年）
- 不当寄附勧誘防止法修正（令和4年）
- こども基本法（令和4年）
- AV出演被害防止・救済法（令和4年）
- 地方自治法改正〔地方議員の請負規制緩和等〕（令和4年）
- 改正児童福祉法等修正（令和4年）
- 改正刑法等修正（令和4年）
- 改正新型インフル等対策特措法等修正（令和3年）
- 労働者協同組合法（令和2年）



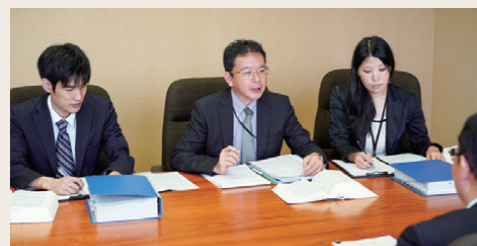
衆議院法制局HP  
(衆法情報)



#### MEMO: 議員との打合せはどんな感じ?

議員との打合せには、担当課の職員複数名で当たり、若手職員が同行することも珍しくありません。

立法趣旨の確認、政策の詳細の決定、政党間の意見調整の作戦会議etc...何度もやりとりを重ねる中で信頼関係を築くことが良い立案への第一歩であると考えて、今日も議員のもとへ向かいます!



#### MEMO: 法制局内での議論はどんな雰囲気?

法制度の設計は、一番の知恵の出どころ。1年目の若手職員から法制局長まで、侃々諤々の議論を繰り広げます。

議論において重要なのは理屈が通っているかであって、上下の別は関係ありません!その関連さは、大学のゼミを彷彿とさせるかも。

#### MEMO: 局内審査の様子は?

審査では、法制度設計や法制執務について鋭い質問が投げかけられるため、周到な準備が欠かせません。

これまで積み重ねてきた調査・議論を活かして、担当者全員で臨みます!



▲部長審査の様子

#### MEMO: どんな調査をするの?

法制度化の検討の際には、依頼の背景にある社会事情、現行法の解釈や運用の実態、類似の立法事例など、課員で分担して様々な調査を行います。条文化の際も、一つ一つの表現ぶりについて前例を調べながら作業を進めます。

ちなみに、文献調査だけでなく、府省庁等に問い合わせたり、閉会中には視察に行ったりすることも。



#### MEMO: どんな資料を作る?

衆議院法制局で作成する資料の多くは、若手職員がたたき台を作成します。議員も、その先にいる国民も、法律の専門家ばかりではないため、「伝わる」資料の作成を心がけています。作成した資料について「分かりやすい!」と言われたときは思わずガッツポーズです!

◀ インターネット投票の導入の推進に関する法律案の説明資料

#### MEMO: 国会対応って大変?

国会審議の前日は、質問に対する答弁案の作成に明け暮れ、帰りが深夜になることもしばしば。連日連夜...というほどではないのが救いで、最後のお祭りと思っています!



## 衆議院法制局の職務

### 2 修正案の立案・審査 —修羅場の立案—

議員や政党の政策は、審議中の法案に対する修正案の提案という形で示されることもあります。このような修正案の立案・審査もまた衆議院法制局の重要な職務の一つです。

修正案の立案作業自体は、基本的には先に述べた法案の場合と異なることはありませんが、対象となる法案の争点が政治的なものであればあるほど、委員会での採決の直前になって初めて政党間での修正協議が調ったり、極めて政治的な決着をみたりすることも少なくありません。そのため、修正案の立案は、往々にして厳しい時間的制約の下での作業になることが多く、また、複数の政党から同時に立案依頼が舞い込むことも少なくありません。まさに「修羅場」の立案作業であり、政治のダイナミズムを身をもって実感する場面でもあります。

さらに、修正案の立案の際には、時として、様々な法的・政治的要素を考慮しながら、微妙な法的表現を考案することを求められることがあります。そこでは、迅速かつ的確な法律判断・情勢判断と、高い法制執務の能力が必要とされることから、「立法府の法律家」としての実力が試される場面であると言えるでしょう。

#### MEMO：衆議院法制局にしかない仕事

「ここさえ直してくれたら賛成できる」。法案への態度には、賛成と反対の間に、そんな選択肢も存在します。このとき、原案では折り合えなくとも、修正案が合意形成のための選択肢となり得るのです。

政府提出法案に対する修正の大半は国会の第一院である衆議院で行われており、与野党の合意を修正案という「かたち」にする仕事は、衆議院法制局じゃないとできない…かも？

### 3 憲法問題・法律問題についての照会に対する調査回答

衆議院法制局の職務は、法案や修正案の作成といった条文化作業を伴うものばかりではありません。議員やその政策立案スタッフからの照会に対する回答、議員が法律問題を検討する際の助言・示唆、委員会の命を受けて行う「法制に関する予備的調査」と多岐にわたります。

その意味において衆議院法制局は、議会における法律問題が集約される場なのです。

## コラム 入江俊郎(初代衆議院法制局長)と憲法

衆議院法制局の初代法制局長入江俊郎は、終戦後、法制局(現在の内閣法制局)長官として日本国憲法の立案に深く関わった、まさに生みの親の一人です。憲法問題調査委員会の委員として、また、憲法改正案の起草者として、松本蒸治国務大臣や金森徳次郎国務大臣を支え、絶対的平和主義、徹底的民主主義を掲げる現行憲法を作り上げました。また、明治以来、片仮名・文語体であった法令に、初めて平仮名・口語体を採用した立役者でもあります。法令の頂点に立つ憲法が口語体で発表されたときは、国民から驚きとともに圧倒的な好評をもって迎えられました。

根本的な変革を遂げた天皇制の在り方、大英断というべき戦争放棄など、旧秩序から新秩序への移行を法制官僚として担った入江には、新憲法の成立は日本国の歴史的進展の必然として生み出されたものだという確信があり、そのため「アメリカの草案の翻訳」などといった見方には敢然と反論しています。

その後、昭和23年7月に発足した衆議院法制局の初代法制局長に就任し、戦後法制の形成期における議員の立法活動を支えました。占領下のこの時期、法案の国会提出に当たり必要とされていたGHQのクリアランス(承認)に関し、議員立法については法制局長において憲法適合性を保証する



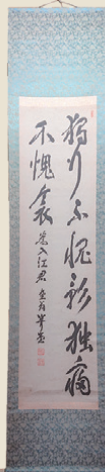
いりえ 俊郎  
としお  
**入江 俊郎**  
(明治34年1月10日～昭和47年7月18日)  
東京都出身。内務省入省後、昭和2年法制局(現内閣法制局)参事官、昭和21年同長官。この間、日本国憲法の制定等の立案責任者として尽力。昭和21年、貴族院議員に勅選。昭和23年以降、国立国会図書館専門調査員、衆議院法制局長、最高裁判事などを歴任。

意見書を出すことが求められていたのです。昭和27年に最高裁判事に転じた入江は、18年余の長きにわたり務めた同職において、法制執務の経験を踏まえ、立法事実をベースとした憲法解釈を貫いています。

行政、立法、司法にわたる三権の各分野において、憲法の価値を守り通した生涯でした。



入江の遺した「憲法改正草案要綱」(昭和21年3月6日発表)



入江が尾崎行雄から贈られた掛軸(独寝不傀影 独寝不傀)

尾崎が好んで揮毫したというこの言葉は、宋史の一節で、「独りで歩いても影に恥じることはないし、独りで寝ても布団に恥じることはない」、すなわち「どんなときでも裏表なく、恥じるようなことはない」という矜持をもった生き様を示したもの。